

令和2年

桑折町農業委員会会議録

第8回総会

令和2年8月18日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和2年8月18日 午後3時12分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第17号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八 卷 靖 之

係 長 松 原 義 行

主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和2年第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

3番 氏家 浩 委員

4番 浅野 国英 委員

会 長

それでは、総会日程第2の議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第14号、農地法第3条 整理番号1、2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号1から2については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

現在、飯舘村から伊達市へ避難しておりますが、伊達市内にて農地を取得し営農していく方です。

農地については、一体化しており有効活用可能農地です。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 井浦 成晴 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号1から2について、現地を確認してきました。

譲受人は、飯舘村から伊達市へ避難しておりますが、伊達市内でも農地を取得し営農を行っております。申請地は、6月に取得した農地の隣接地であり、譲受後については、整地の上、梨の栽培を行う計画になっています。

申請地までは、車で10分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、所有権移転により、譲受人が耕作するにあたって、整理番号1から2の農地を取得することで、自己所有農地に隣接し一体化することになり効率よく利用し、農業経営を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第15号、農地法第5条 整理番号3、4を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

第1種農地は原則として許可できませんが、例外的に許可できるものがあります。今回については、農業用施設事業に該当となります。

現在、桃が作付けされておりますが、伐採し、周辺農地との距離を十分確保し、土壌の流出が内容に整地し、排水は合併浄化槽を設置し町道側へ排水する計画であります。

建物は南北に建てるため、東側、南側、西側農地への影響は必要最小限に抑え

られるものと思われます。

会 長           ただいまの説明に関連して、地区担当である 岡崎 明 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員       整理番号 3、4 について、現地を確認してきました。

申請地 3 については、現在申請者が桃を作付けしております。周辺農地についても同様に申請者が耕作を行っております。

農業用施設用地とするにあたり、桃を伐採し土壌流出がないように整地を行うとしています。

また、周辺農地との距離を十分に確保し、排水についても町道への排水とする計画であります。

周辺農地との距離を確保することで、施設への車両通行や周辺農地への影響を最小限に抑えることが可能と思われます。

今回申請のあった農地について、農業用施設用地として転用しても周辺への影響は最小限になると思います。

申請地 4 については、現在野菜が作付けされている状態であります。

町道から進入路を確保するため、必要最小限の農地を道路とすることになり、今回申請のあった農地については、進入路として道路に転用しても、周辺の農地への影響はないと思います。

会 長           ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(朽木委員挙手)

朽木委員       整理番号 3、堰下 1 3 - 2 の農地について、1, 6 1 3 m<sup>2</sup>のうち 1, 1 9 3 m<sup>2</sup>が転用となっているが、残りの農地はどうなっているのか

事務局       残りの農地 4 2 0 m<sup>2</sup>については、すでに農業用倉庫として一部転用されております。

朽木委員

ありがとうございました。

会 長

以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり決定いたしました。

会 長

次に、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第16号、農業経営基盤強化促進法 整理番号5から6（利用権設定）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

以上、桑折町長から決定を求められた、整理番号5から6の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件と満たしていると考えます。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

会 長

(質問発言なし)

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

会 長

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり決定いたしました。

会 長

次に、議案第17号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第17号、桑折町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を朗読後、説明】

県が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が令和2年3月27日に変更され、そのため、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき桑折町が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についても関連する事項を変更するものです。

町での決定にあたり令和2年8月5日付け文書で、桑折町長から意見を求められております。詳細につきましては、事前配布資料、議案書及び協議会で説明したとおりです。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

会 長

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上を持ちまして、8月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。令和2年第8回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時32分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年8月18日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人